



稲城市告示第31号

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）付則第15条の3第1項及び第2項の規定により、軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例の対象とする3輪以上の軽自動車を次のとおり定める。

令和元年10月1日

稲城市長 高橋 勝



1 軽自動車税の環境性能割の非課税の特例

稲城市市税条例付則第15条の3第1項の規定に基づき東京都が地方税法148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車は、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）第68条各号に規定する自動車に相当する3輪以上の軽自動車とする。

2 軽自動車税の環境性能割の減免の特例

稲城市市税条例付則第15条の3第2項の規定に基づき東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車は、東京都都税条例第76条第1項各号に規定する自動車に相当する3輪以上の軽自動車とする。